

平成30年度 第1回
茨木市国民健康保険運営協議会

- 日 時 平成31年2月6日（水）
午後2時から
- 場 所 茨木市役所南館8階中会議室

《次 第》

- 1 会議録署名委員の決定について
- 2 諮 問

保険料の算定に関する改正について

《参考資料》

- ・ 国民健康保険料の賦課限度額の引き上げ
- ・ 低所得者に対する保険料軽減措置の拡充
- ・ 旧被扶養者に対する減免期間の見直しについて(厚労省通知)

- 3 報 告

平成30年度茨木市国民健康保険事業特別会計決算見込について

- 4 その他

平成31年度国民健康保険料の試算について

諮 問

保険料の算定に関する改正について

保険料の算定に関する改正について

●賦課限度額の改正及び低所得者に対する保険料軽減措置の拡充

(改正理由)

中間所得者層の保険料負担を軽減するため、基礎賦課限度額に係る賦課限度額について、平成31年4月1日施行予定の国民健康保険法施行令の改正令により、引き上げられるとともに、低所得者に対する保険料軽減措置の基準が見直されることから、平成31年度保険料の算定において、以下のとおり改正します。

(改正内容)

- (1) 法令の基準に基づき、基礎賦課限度額を「58万円」から「61万円」に改めます。なお、法令の規定を引用する条文となっているため条例の改正は発生しません。
- (2) 低所得者の国民健康保険料の軽減措置の対象のうち、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯を次のとおり拡大し、「茨木市国民健康保険条例」を改正します。
 - ア 5割軽減の対象世帯の拡大
対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘じる金額を「275,000円」から「280,000円」に改めます。
 - イ 2割軽減の対象世帯の拡大
対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘じる金額を「500,000円」から「510,000円」に改めます。

(施行期日)

平成31年4月1日

(市民への周知)

「広報いばらき」及び「茨木市ホームページ」に掲載します。

●旧被扶養者に対する減免措置期間の見直しについて

(改正理由)

被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、被用者保険の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった者（以下「旧被扶養者」といいます。）に係る保険料について行っている減免措置について、平成30年12月12日付厚生労働省からの通知に基づき、減免期間の見直しを行います。

(改正内容)

旧被扶養者に係る応益割に対し適用されている減免措置の期間について、現在無期限とされているものから、資格取得日の属する月から2年を経過する月までとし、「茨木市国民健康保険条例における旧被扶養者に係る条例減免の取扱い要領」の改正を行います。

(実施期日)

平成31年4月1日

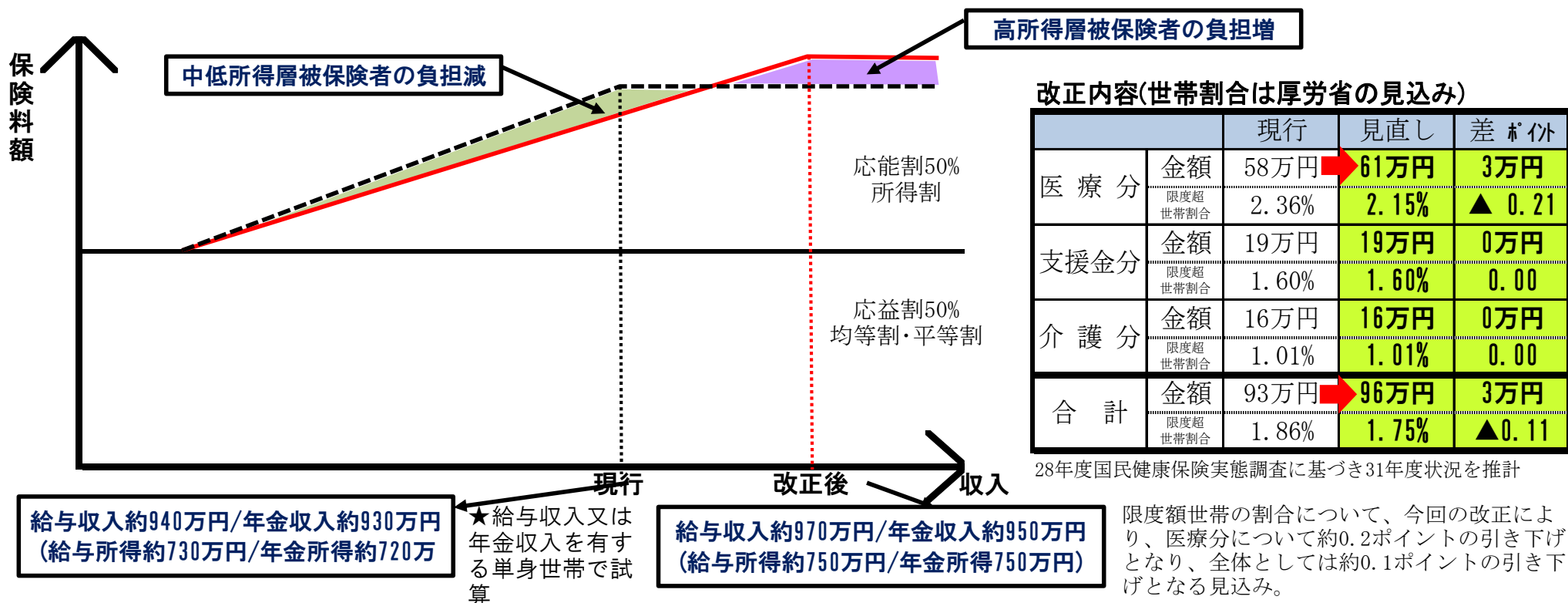
(市民への周知)

「広報いばらき」及び「茨木市ホームページ」に掲載します。

国民健康保険料の賦課限度額の引き上げ

医療保険の保険料に係る国民の負担の公平の確保のため、国民健康保険料の賦課限度額について、被用者保険におけるルールとのバランスを考慮し、当面は超過世帯割合が1.5%に近付くよう段階的に賦課限度額を引き上げる。
 (被用者保険では、最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が1.0%~1.5%となるよう法定されている)

➡ 賦課限度額の引き上げにより、高所得層により多く負担してもらい、低・中間所得層の負担を軽減する。



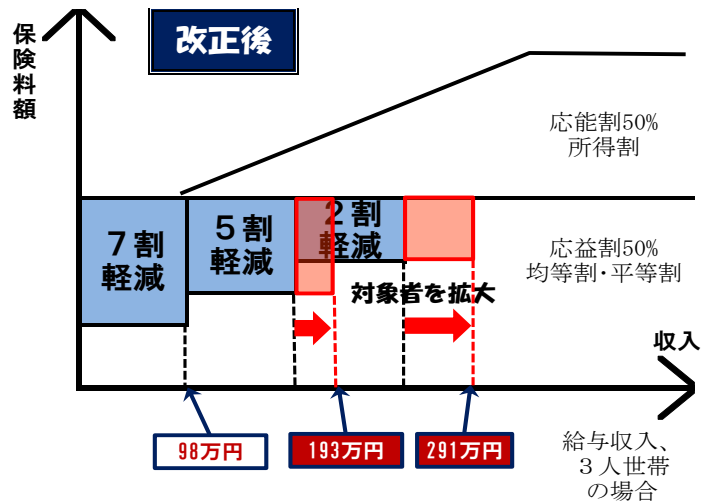
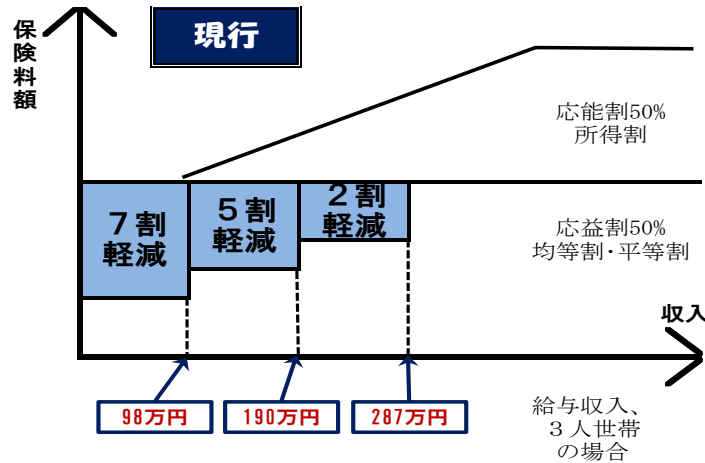
<参考> 前回改訂(平成30年度)
 医療分 : 54万円→58万円(+4万円)
 支援金分 : 19万円→19万円(据置)
 介護分 : 16万円→16万円(据置)

本市における限度額超世帯状況

平成31年度(仮算定)			比較 (ポイント)	平成30年度(本算定)		
対象世帯数	限度額超世帯 世帯数	割合		対象世帯数	限度額超世帯 世帯数	割合
32,389	751	2.32%	▲ 0.24	32,389	829	2.56%

国民健康保険料の低所得者の保険料軽減措置の拡充

低所得者に対する保険料の軽減措置について、経済動向等を踏まえた見直しを行い、軽減措置を拡充することで低所得層の負担を軽減する



＜改定の内容＞

- ① 2割軽減の拡大 … 軽減対象となる所得基準額の引き上げ

(現行) 基準額 : 33万円 + **50万円** × 被保険者数

(例 給与収入 約287万円、3人世帯)

(改正後) 基準額 : 33万円 + **51万円** × 被保険者数

(例 給与収入 約291万円、3人世帯)

※本市の対象者予測 3,488世帯 → 3,549世帯 (+61世帯)

- ② 5割軽減の拡大 … 軽減対象となる所得基準額の引き上げ

(現行) 基準額 : 33万円 + **21.5万円** × 被保険者数

(例 給与収入 約190万円、3人世帯)

(改正後) 基準額 : 33万円 + **28万円** × 被保険者数

(例 給与収入 約193万円、3人世帯)

※本市の対象者予測 3,897世帯 → 3,980世帯 (+83世帯)

本市平成31年度 軽減見込み		改正前 (A) (H30本算定)	改正後 (B) (H31予算額)	差数 (B-A)
保険基盤安定 法定繰入(軽減分)	府(3/4) 市(1/4)	657,588,000 219,196,000	662,571,000 220,857,000	4,983,000 1,661,000
保険基盤安定 法定繰入(支援分)	国(1/2) 府(1/4) 市(1/4)	245,169,000 122,584,000 122,584,000	247,774,000 123,887,000 123,887,000	2,605,000 1,303,000 1,303,000

本市への影響としては、一般会計からの法定繰入の額が、

軽減分 : 1,661,000円、支援分 : 1,303,000円、**合計 : 2,964,000円の増額となる見込み。**

※後期高齢者医療制度についても同様の見直しを行うが、大阪府後期高齢者医療広域連合における条例改正で対応するため、本市条例の改正は行わない。

事 務 連 絡
平成 30 年 12 月 12 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについて

国民健康保険の円滑な運営につきましては、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、被用者保険の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった者（以下「旧被扶養者」という。）に係る保険料については、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、条例により資格取得日の属する月から当分の間、後期高齢者医療制度と類似の保険料軽減措置（以下「旧被扶養者減免」という。）を実施しているところです。後期高齢者医療制度における応益割に係る保険料軽減措置については、平成 31 年度以降、資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限り実施することとされていることから、国民健康保険においても下記の通り見直すこととしましたので、その旨御了知の上、貴管市町村への周知等、特段の御配慮をお願いします。

記

1 見直しの内容

平成 31 年度以降の年度分の保険料の算定に当たっては、後期高齢者医療制度と同様に、旧被扶養者に係る応益割について、資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限り、旧被扶養者減免を実施することとする。

なお、旧被扶養者に係る応能割については、当分の間、旧被扶養者減免を実施することとする。

2 その他

今回の見直しに伴うシステム改修経費については、平成 31 年度特別調整交付金により交付する予定である。

また、今回の見直しに関する質疑については、別添 Q&A に記載しているので参考にされたい。

なお、今回の見直しを踏まえ、国民健康保険条例参考例の一部を改正する条例参考例について別途お示しする予定である。

応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しに関するQ & A

問1 今回の見直しを行うこととなった経緯如何。

(答)

旧被扶養者減免については、元々国民健康保険の資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、実施することとしていたが、後期高齢者医療制度における保険料軽減措置が当分の間継続されることとなったことを踏まえ、当分の間、継続するとされていたところである。

今般、後期高齢者医療制度において、制度の持続性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、応益割に係る保険料軽減措置について資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り実施することとされたことを踏まえ、国民健康保険においても同様の見直しを行うこととしたものである。

問2 今回の見直しにより、応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間が2年間に限られるのは、平成31年度以降に資格取得した旧被扶養者に限られるのか。

(答)

今回の見直しについては、すでに資格取得した旧被扶養者についても適用される。

よって、例えば、平成29年4月以前に資格取得した旧被扶養者に係る平成31年度以降の期間に係る応益割については、旧被扶養者減免が適用されないこととなる。

問3 平成31年度以降において、平成30年度以前の期間に係る保険料について旧被扶養者減免を行う場合、どのように適用するのか。

(答)

今回の見直しについては、平成31年度以降の保険料について適用される。

よって、例えば、平成31年度以降において、平成30年度以前の期間に係る保険料について旧被扶養者減免を行う場合は、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限らず、旧被扶養者減免が適用されることとなる。

問4 旧被扶養者のみで構成される世帯については、法令に基づく減額賦課による軽減額とあわせて半額となるよう、世帯別平等割を減額することとされているが、この取扱いについても、減免期間が2年に限られるのか。

(答)

お見込みの通り。

問5 今回の見直しに伴い、特別調整交付金による旧被扶養者減免に要した費用に係る財政支援についても、同様にその交付基準が見直される予定なのか。

(答)

お見込みの通り。

問6 応益割に係る旧被扶養者減免について、平成31年度以降の保険料についても、引き続き、当分の間、継続することは可能か。

(答)

国民健康保険法第77条の規定により、市町村は条例の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料の減免を行うことができることとされており、減免基準については、各市町村の定める条例による。ただし、減免基準の検討に当たっては、今回の見直しの経緯や継続した場合に要する財源の確保等についてもご留意いただきつつ、検討されたい。

報 告

平成30年度茨木市国民健康保険事業特別会計決算見込について

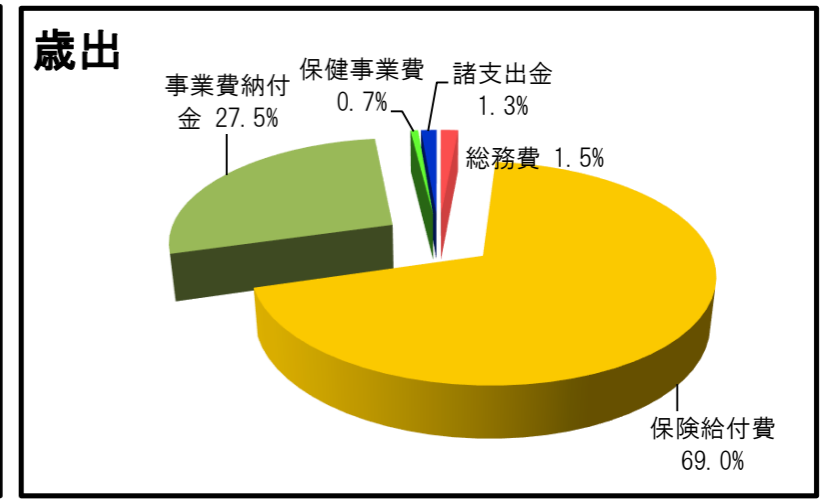
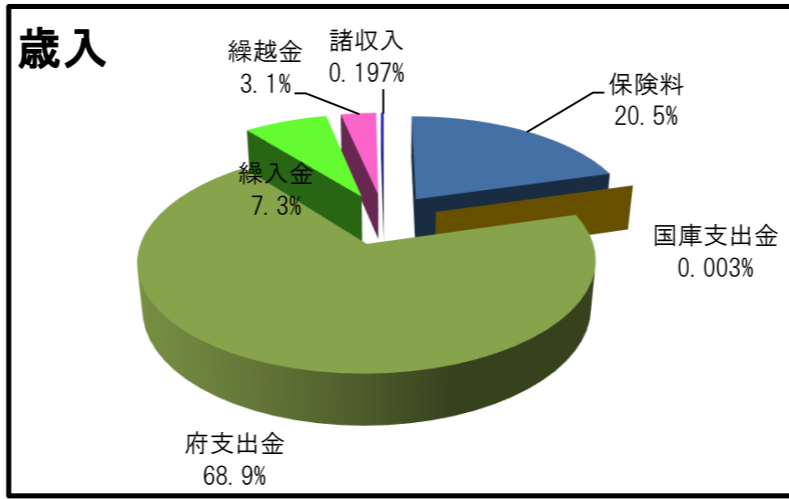
平成30年度 茨木市国民健康保険事業 特別会計 決算見込について

国民健康保険特別会計決算見込状況

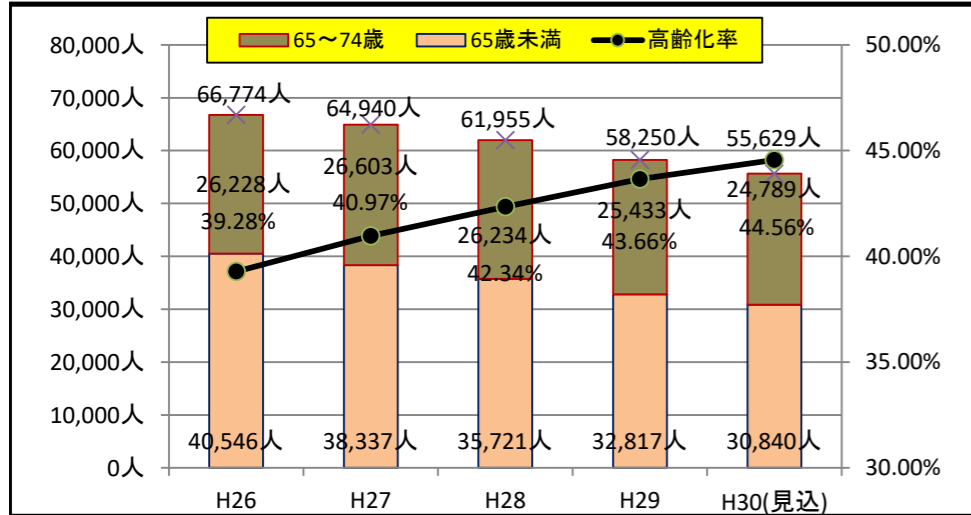
歳入	決算見込額	割合
保険料	5,794,361千円	20.5%
国庫支出金	712千円	0.003%
府支出金	19,451,595千円	68.9%
繰入金	2,064,549千円	7.3%
繰越金	874,631千円	3.1%
諸収入	69,092千円	0.197%
合計	28,254,940千円	100.0%
H29年度比	▲ 4,260,267千円	13.1% 減

歳出	決算見込額	割合
総務費	404,683千円	1.5%
保険給付費	18,858,086千円	69.0%
事業費納付金	7,524,754千円	27.5%
保健事業費	178,017千円	0.7%
諸支出金	360,645千円	1.3%
合計	27,326,185千円	100.0%
H29年度比	▲ 4,314,391千円	13.6% 減

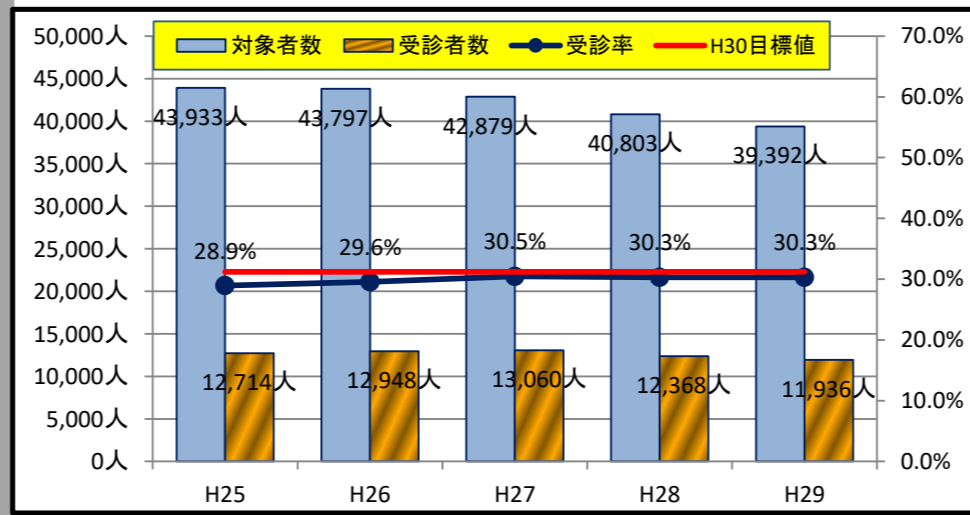
H30通年収支	928,755,033円
H30単年収支	54,124,180円



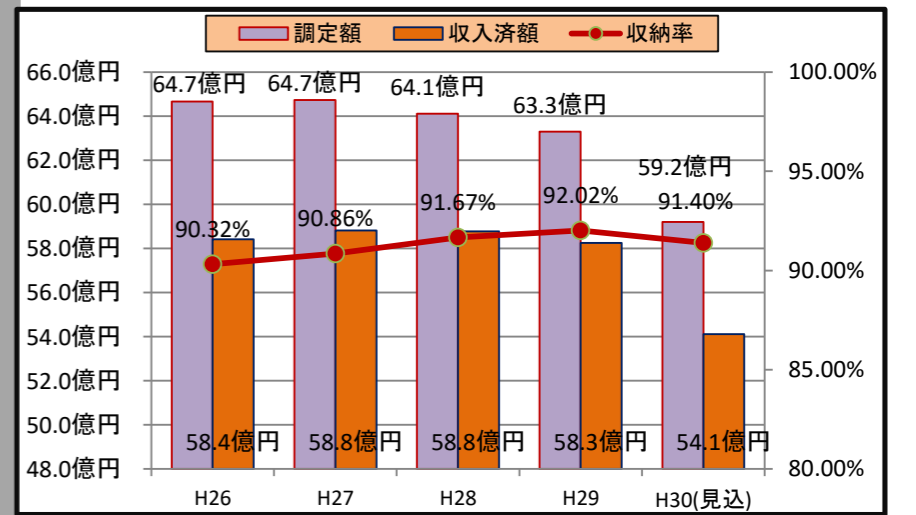
被保険者数推移・高齢化率(65～74歳被保険者割合)



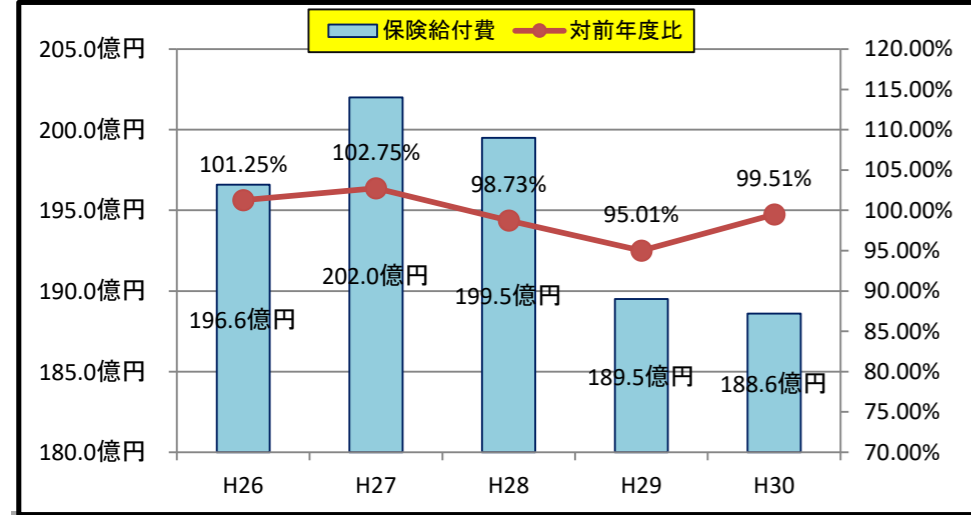
特定健診受診状況



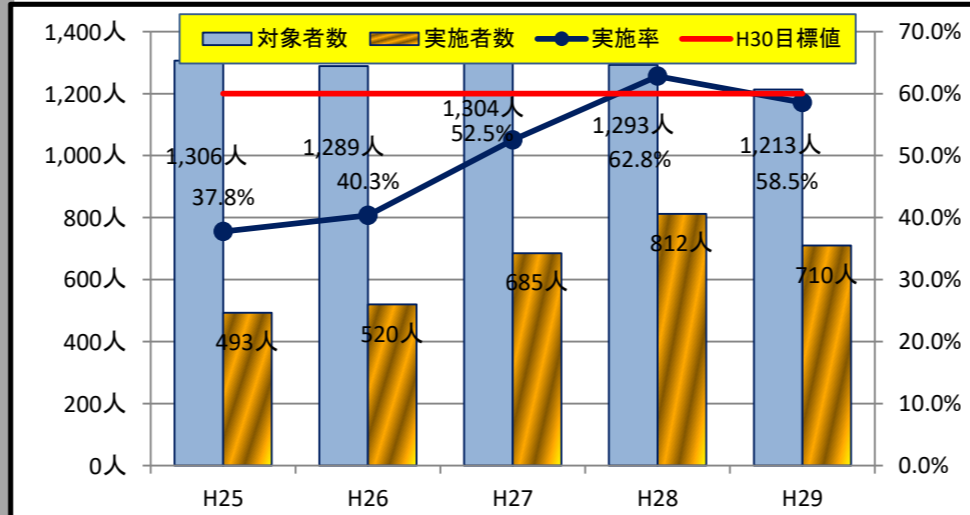
国民健康保険料収納状況(現年度分)



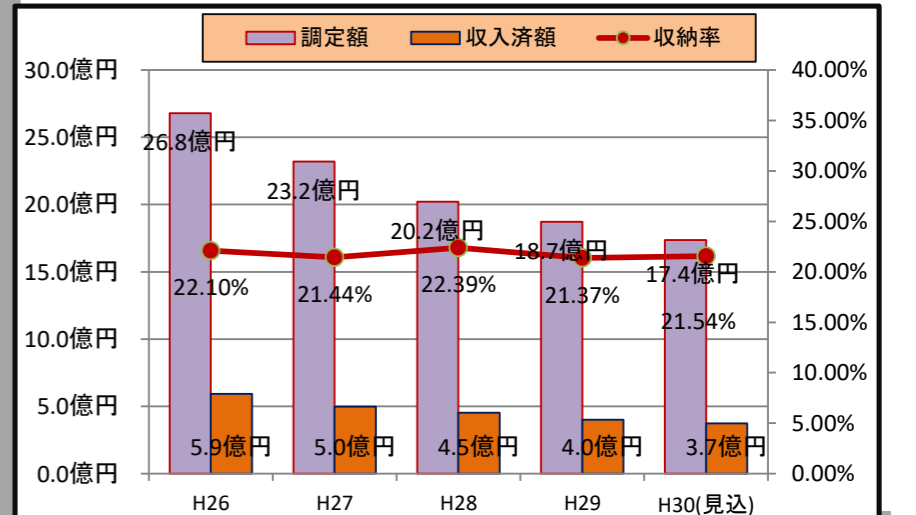
保険給付費推移



特定保健指導実施状況



国民健康保険料収納状況(滞納繰越分)



平成30年度決算の特徴

・高齢化率の進展により一人当たり医療費は増加傾向にあるものの、被保険者数の減少により医療費総額は減額
 被保険者数 H29:58,250人→→H30:55,629人 (▲4.5%)
 医療費総額(保険給付費) H29:189.5億→→H30:188.6億 (▲0.5%)

・データヘルス計画に基づき **医療費適正化・重症化予防**

- ① 特定健診受診勧奨(府、府医師会(医療機関)と連携した勧奨モデル事業)
- ② 重症化予防(H29年度から継続。特に脳血管疾患群・糖尿病性合併症群に繋がる被保険者へ医師会・薬剤師会と連携した患者への支援→→糖尿病性腎症の重症化予防事業の実施等)

その他

平成31年度国民健康保険料の試算について

平成31年度茨木市国民健康保険料の試算について

大阪府から割り当てられた平成31年度事業費納付金から、大阪府からの激変緩和措置及び市の一般会計からの繰入を差し引いた額に対する試算値です。

平成31年度保険料率につきましては、被保険者の平成30年所得に基づき6月に本算定を行い確定します。

●一人当たり保険料比較

(円)

	平成30年度 茨木市本算定 (a)	平成31年度 大阪府標準 保険料率 (b)	H30本算定から H31標準料 率の増加額 (b-a)	平成31年度 茨木市試算値 (c)	H30本算定から H31市試算の 増加額 (c-a)
医療分	86,617	99,287	12,670	89,983	3,366
支援金分	28,822	31,034	2,212	30,219	1,397
合計 (介護含まず)	115,439	130,321	14,882	120,202	4,763
介護納付金分	27,219	36,850	9,631	28,633	1,414
合計 (介護含む)	142,658	167,171	24,513	148,835	6,177

●府の激変緩和措置

平成28年度決算における一人当たり保険料と当該年度の標準保険料率における一人当たり保険料との差額を基準額とし、基準額に以下の割合を乗じた額について激変緩和措置が適用されます。

大阪府激変緩和措置

H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
基準額の 90%	基準額の 75%	基準額の 60%	基準額の 45%	基準額の 30%	基準額の 15%	基準額の 0%

●市の激変緩和措置（一般会計繰入）

平成30年度において、平成29年度並みの保険料率を算定するために必要となる一般会計繰入額を基準額とし、基準額にかける割合を段階的に減らすことで一般会計からの繰入額を削減してまいります。

茨木市一般会計繰入予定

H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
基準額の 90%	基準額の 75%	基準額の 60%	基準額の 45%	基準額の 30%	基準額の 15%	基準額の 0%